

光本議員 1001 作成部局 経済環境局 No.1

質疑要旨

尼崎環境財団に委託している不法投棄防止対策業務や不法広告物等除却業務の委託料は、どのように算出しているのか。

答弁要旨

公益財団法人尼崎環境財団に委託しております、不法投棄防止対策業務及び不法広告物等除却業務につきましては、道路上の不法投棄物や不法広告物の除却をはじめ、市や警察などの関係機関との連携によるパトロールなどの予防対策や啓発業務などを内容としております。

その経費の内訳につきましては、人件費及び消耗品費や燃料費をはじめとした物件費等となっており、本市の仕様書に基づいた尼崎環境財団における積算による見積書を徴収・精査のうえ、予算計上しているところでございます。

なお、事業費の増額につきましては、消費税率の改定(5%→8%)によるものでございます。

以上

質疑要旨

不法投棄ごみや不法広告物等の現状をどのように評価しているのか。また、事業費について、費用対効果も含め、どのように評価しているのか。

答弁要旨

不法投棄ごみや不法広告物につきましては、まちの美観を損なうばかりでなく、市民の安全・安心で快適な生活を脅かすものであり、これまでも、道路や公園、河川などの各施設管理者や警察などの関係機関との連携のもと、対策を講じてきました。

特に、不法投棄防止対策につきましては、平成22年度の尼崎環境財団への委託以降は、(先ほどもご答弁いたしましたとおり、)従来の不法投棄ごみの収集運搬だけではなく、不法投棄そのものの発生防止に係る啓発に重点を置き、多発地点を含めた市域内のパトロールなど、巡視・啓発業務を中心とした内容へと見直しを図ったところでございます。

(次ページへ続く)

こうした取組みにつきまして、指標を設けることは難しい状況ではございますが、取組みの継続により不法投棄ごみ及び不法広告物等の収集量が減少を続けていることを踏まえますと、撲滅には至っていないものの、これまでの地道な取組みが実を結んだ成果であると考えているところでございます。

以上

光本議員 1003 作成部局 都市整備局 No.1

質疑要旨

公園内や河川敷などの不法投棄ごみは年々減少しているのか。

答弁要旨

平成24年度と平成28年度の公園内の不法投棄ごみ収集量の実績を申し上げますと、32. 9tから25. 4tに、約23%減少しております。

また、本市が管理する河川敷や水路におけるごみの収集につきましては、不法投棄によるごみ以外に水草、台風等によって発生する流木などと併せて収集しているため、不法投棄によるごみ単独での収集量は把握しておりませんが、平成24年度と平成28年度の実績を申し上げますと、平成24年度が2, 072t、平成28年度が1, 840tとなっております。

以 上

<白畠教育次長答弁>

光本議員 1004

作成部局 教育委員会 No. 1

質疑要旨 空調設備は設置されているが機能していない
ということであれば、その結果を目標指数「普通教室
空調機設置率」に反映するべきだと思いますが、いか
がお考えでしょうか。

答弁要旨

施策評価の「普通教室空調機設置率」は、空調設備
が設置されている学校の割合をお示したものでございま
す。

ご質問の空調設備が機能しているかどうかにつきまし
ては、「普通教室空調設置率」とは異なる目標指数である
と考えております。

しかしながら、施策評価表の1次評価欄にも記載をし
ておりますが、小中学校の全館空調設備の老朽化につ
きましては、早急な検討及び対策が必要であるとの課題
を認識しております。

以 上

<白畠教育次長答弁>

光本議員 1005

作成部局 教育委員会 No. 1

質疑要旨 長期休業日を変更して年間授業日数を増やす前に、冷房の効かない学校への対応はすべて完了しているのでしょうか。完了していない場合、快適な学習環境を確保するためにどのような対策が講じられているのでしょうか。

答弁要旨

全館空調設備の冷房の効きが悪い学校につきましては、長期休業日を変更する前に、修繕等出来る限り対応を行っております。

先ほども答弁いたしましたとおり、修繕等で対応が困難なものにつきましては、今回実施した調査の結果を踏まえるとともに、本市の厳しい財政状況や財政規律を勘案する中で、対応したいと考えております。

以上

光本委員 1006問目 作成部局 経済環境局 NO.1
質疑要旨

シルバー人材センターの運営補助費として、毎年度、ほぼ変わらず、約2400万円が支出されているが、この補助金額はどのように決められているのか。

答弁要旨

シルバー人材センターに対する補助金につきましては「高齢者等の雇用の安定等に関する法律第36条」の規定に基づき、国の交付要綱に規定する補助対象経費の2分の1を上限として、予算計上しているものでございます。

おたずねの約2,400万円のうち、約1,400万円につきましては、団体の運営費に対する補助で、厚生労働省による事業運営費交付限度額表に規定されるAランクに準ずるものであり、プロパー職員の人工費や施設の光熱水費などが対象となっております。

残りの約1,000万円につきましては、事業費に対する補助で、人手不足の解消など企業が抱える雇用問題や介護、育児など現役世代を支える分野に資する事業を対象に社会的要請から必要と認め、国の基準に基づき、補助しているものでございます。

以上

光本委員 1007問目 作成部局 経済環境局 NO.1
質疑要旨

シルバーの会員就業率が目標未達であるにも関わらず、補助金の額が変わらないのはなぜか。また、運営補助費額決定のための新たな指標を作り、シルバーと検討・交渉する考えはあるか。

答弁要旨

委員ご指摘の目標指標、尼崎市シルバーパートナーセンターの会員就業率は、施策評価表 14-3 に掲げた展開方向である「多様な働き方を認めあうとともに、安心して働き続けられる環境づくりを進めます。」の進捗状況を客観的に測る指標の一つとして設定したものでございます。

シルバーパートナーセンターへの補助の必要性は、少子高齢化による人口減少に伴い、高齢者の能力活用と社会参加が求められる中で、就業による健康維持や介護予防効果も期待されるなど、シルバーパートナーセンターの担うべき役割が一層大きくなっているなど、補助金額につきましては、ご指摘の指標も含め、総合的な観点から精査し、決定しているものでございます。（以上）

光本委員 1008問目 作成部局 経済環境局 NO.1
質疑要旨

市の OB 職員の採用によりシルバーの会員就業率のアップにつながっているのか、また、内部の人材育成ではなく、OB 職員でなければならない業務があるのか。

答弁要旨

シルバー人材センターは、法に基づく公益社団法人として、プロパー職員を雇用し、設立目的の実現とともに、組織の活性化や職員の人材育成に取り組んでいるところでございます。

そういった中で、本市におきましては、高齢者施策の推進に重要な役割を担うシルバー人材センターの事業運営を支援するとともに、市行政との緊密な連携等を図る観点から、シルバー人材センターの要請に基づき、人的支援として、市の OB 職員を推薦しているものでございます。

加えて現在、シルバー人材センターでは、各種の経営改善の取組みを進めているところであり、人的支援している本市 OB 職員については、行政での経験・知識が豊富であり、団体の安定的かつ自立経営の確立に向けた取組みの更なる推進も期待されているものでございます。

以上

光本議員 1009 作成部局 企画財政局・(秘書室) No.1

質疑要旨 過去5年間のエフエムあまがさきの聴取率は。

また、その聴取率にふさわしい委託料となっているか。

答弁要旨

コミュニティ放送局については、聴取率を把握するためには民間の業者に高額な費用を支払って調査するしか方法がないため、現在のところ把握は出来ておりません。

エフエムあまがさきが総合文化センター利用者を中心に行つたアンケート調査結果によりますと、「エフエムあまがさきを知っている人の中で、放送を聴いたことがある」と答えた割合は、平成24年度が55.2%、25年度が60%、26年度が62%、27年度が63%、28年度が59%となっております。

エフエムあまがさきは、阪神・淡路大震災の教訓から、災害時に市民が必要とする情報を伝える地域密着型のコミュニティ放送局として、本市が中心となって設立したもので、災害時にその効果を発揮するものであり、平常時

(次ページへ続く)

に効果が出る性格のものではありませんが、エフエム放送局を持つ主な近隣他都市の委託料が、平成28年度予算額で西宮市が4,600万円、伊丹市が4,700万円、宝塚市が5,500万円となっていることからも、災害情報の提供を目的に運営している放送局としての委託料としては同水準であります。

しかしながら今後は、災害時により効果的に、例えばSNSなどの代替手段も十分に研究していきたいと考えています。

以上

光本議員 1010 作成部局 危機管理安全局・(秘書室) No.1
質疑要旨 大規模災害発生時も、エフエムあまがさきを
活用して市内全域に情報を伝達できるのか。また、
どのような連携体制、役割分担を担ってもらうのか。

答弁要旨

市とエフエムあまがさきを運営する尼崎市総合文化センターの間では、「災害情報に関する放送の実施に関する協定書」を締結しており、災害発生時または災害が発生する恐れがある場合には、緊急放送を実施し、市内全域に情報を伝達することとなっております。

緊急放送には、震度4以上の地震が発生したときなどに市 が直接通常の番組に割り込んで行うことができる「直接放送」と、放送局員が在局の場合に、市からエフエムあまがさきに災害情報を伝え、市の要請に基づいてエフエムあまがさきが放送を行う「間接放送」の2種類の方法を取ることにしております。

なお、平成28年度実績としましては、大規模火災や大雨洪水警報などの際に、直接放送が4件、間接放送が6件行われました。
(以上)

光本議員 1012 作成部局 ひと咲きまち咲き担当局
質疑要旨 尼崎市総合文化センターへの補助金額の決定方法は。施策評価の目標指標が達成されていない中、この金額は適正か。

答弁要旨

尼崎市総合文化センターへの補助金額につきましては、職員人件費、ホール管理費などを市の改革改善項目に位置づけ一定の経費抑制を図る中、文化、ちかまつ関係などの事業費への補助金は、毎年度の予算編成方針に準じて、決定しているものでございます。

議員ご指摘の施策評価につきましては、「入場者数」、「アウトリーチ事業実施数」、「稼働率」のいずれも目標に達していない状況となっておりますが、この指標は施設の有効活用などの度合いを測る文化施設を運営する上での重要な指標の一つである一方、ソフト面を含めた総合的な評価になっていないなどの課題もございます。

そのような中で、現在、新たな評価方法等を含め、同センターの今後のあり方について検討しているところでございます。以上

光本議員 1013 作成部局 ひと咲きまち咲き担当局
質疑要旨 施策評価の目標が達成されていない場合、補助金額を抑えるべきでないか。自助努力を促し、後押しする姿勢に変えていくべきでないか。

答弁要旨

尼崎市総合文化センターにおいては、
人件費や管理費の削減だけでなく、中長期経営計画を策定し、継続的で安定した収入を確保するため、ホールのネーミングライツの導入や賛助会員の獲得など経営改善に取り組んでまいりました。

そのような中、昨年度策定した「尼崎市文化ビジョン」において、同センターについてはビジョン推進の中核と位置づけ、新たに多様な主体のネットワークの拠点として役割を果たせるよう、マネジメントやコーディネートができる体制づくりに取り組むこととしています。

現在、これらの新たな機能強化とともに、さらなる効率的効果的運営等について、同センターと共に見直しを

(次ページに続く)

No.2

検討しているところであり、併せて今後の文化芸術振興における市の役割を踏まえ、補助金の在り方についても検討してまいりたいと考えております。

以上

(局長答弁)

光本議員 1017 作成部局 健康福祉局 No.1

質疑要旨

平成28年度の取組みをどう評価しているのか。また、平成28年度の取組みで今後につながる指標が取れたのか。

答弁要旨

本市のたばこ対策については、平成27年度に「たばこ対策推進プロジェクトチーム」を設置し、平成28年度には「尼崎市たばこ対策活動基本方針」を定めて市長が「尼崎市たばこ対策宣言」を行うとともに、禁煙支援の取組や市内全小学校での歩きたばこ抑制の横断幕の設置などを進めて参りました。本年度にはJR尼崎駅南側に喫煙所を設置するなど分煙の取組みも進め、それにより少しづつではありますが、たばこの問題について市民の意識の醸成が図られてきているものと考えております。

そのような中、明確な指標が得られたものではありませんが、市民向けのアンケートや実際に地域見守り等の活動をしていただいている方々から、この間の機運を逃

(次頁へつづく)

No.2

さす取り組みをより拡大していくためには、ルールの制定やその周知が必要ではないかとの声をいただいているところです。

以 上

(局長答弁)

光本議員 1018 作成部局 健康福祉局 No.1

質疑要旨

平成27年度・28年度の取組みから、現在はどのように整理されているのか。

答弁要旨

ご指摘のとおり、たばこは健康やマナー、及びまちの美化の分野などから様々な問題を引き起こします。このため、たばこ対策推進プロジェクトチームには、保健、環境、生活安全、教育などの庁内各課の参画を求める中で、幅広い分野で検討を行っております。

今後、制定を検討しているルールとしての条例についても、同様に様々な視点を盛り込んだものにして参りたいと考えております。

以上

(局長答弁)

光本議員 1019 作成部局 健康福祉局 No.1

質疑要旨

条例制定に向けて、現在何が課題・ハードルとなっているのか。また、条例制定に向けてのスケジュールは明確になっているのか。

答弁要旨

現在、尼崎市たばこ対策推進プロジェクトチームで禁煙支援や歩きたばこの規制等といった内容を盛り込んだたばこ対策の推進に向けての条例制定の検討を進めておりますが、いずれにしましても市民の皆様の幅広い理解を得て実効性のあるルールとなることが重要であると考えております。

他都市の事例をみると実効性を担保するために罰則の規定を設けている自治体もありますが、市民の皆様との協働による自治のまちづくりを進める本市としては罰則規定を設けることの是非や費用対効果の観点から、さらに検討を深めて参りたいと考えております。

また、条例制定に向けてのスケジュールについては、

(次頁へつづく)

No.2

今後、車座集会やタウンミーティングなどを通してたばこを吸う人も吸わない人も幅広く市民の皆様の声を聞く中で、平成30年6月の条例議案の上程を見据えて進めてまいります。

以 上